

香港・華南通信 vol.4 -CEPAサービス貿易に関する修正協議の発効に伴う制度概要解説- (2020年6月22日発行)

ポイント

- ◆ CEPA*のサービス貿易に関する修正協議は、香港政府と中国商務部が2019年11月に署名し、2020年6月1日より施行されました。今回の修正に伴い、専門サービス分野(検査認証・金融・法律・建築工学)、文化関連分野(映像制作、印刷)、観光(旅行)分野にかかる参入障壁が一部撤廃されました。
- ◆ 具体的には、香港企業による中国強制製品認証への参入が可能になること。合同経営する法律事務所における香港側の最低出資比率を撤廃すること。共同制作されるドラマ・映画等にかかる投資金額や製作者に対する規制を撤廃すること。合併の印刷会社を設立した場合、香港資本の比率を最大70%以下に緩和すること。観光にて香港に入境する外国人に対して、一部中国本土エリアへのビザ免除を実施することなどが挙げられます。
- ◆ 日系などの外資企業にとって、今回の修正によって、伝統的に香港にてビジネス展開している産業への直接的影響は少ないですが、エンターテインメントなどを中心とする従来にはない分野の香港進出の呼び込みに寄与すると予想されます。

CEPAの概要

- ◆ CEPAとは中国本土と香港における自由貿易協定であり、互恵的な経済協力の強化と双方の経済融合を目的としている。同協定は外資企業にとっても香港を経由した中国への資本参入の手段として活用できる。
- ◆ 協定の内容は毎年の見直しによって積み上げ式に更新が行われており、適用範囲が継続的に拡充された結果、幅広い産業がカバーされている。
- ◆ CEPAは大きく「サービス貿易」「物品貿易」「貿易投資円滑化」「経済技術協力」の4分野から成り、相互的に以下の優遇策が適用される。(従来より香港側には貿易障壁が少ないため、実質的には中国への参入障壁緩和の意味合いが強い)

サービス貿易

サービス産業に携わる香港の法人・個人は、中国本土への市場参入に際して、業種ごとの参入規制緩和が実施される。

また、建築士、会計士、宅地建物取引士等といった専門ライセンスの相互承認を進める。

※サービス産業に携わる香港法人とは、従業員の半数以上が香港人であること、香港に実質事務所を構えていることや、原則として3年以上(業種によっては5年以上)香港で実態経営をしているまたは地場企業を買収1年以上経営していることなどが条件。基準を満たす香港法人に対して、香港サービスプロバイダー証明書が発行される。

中国本土が香港からの参入を認めているサービス産業の業種一覧は、[こちら](#)からご確認ください。

物品貿易

相互合意に基づくCEPA原産地規則によって、香港/中国本土が原産地と認められる全ての製品は、中国本土/香港への輸出時に関税がかからない。(ただし国内法で別途輸入規制などが定められている製品は対象外)

香港側において、製品が香港原産地と認められる場合は、原産地証明書が発行される。

原産地規則の計算方法および個別品目別の原産地基準は、[こちら](#)からご確認ください。

(出所) 香港工業貿易署公開情報よりSMBCが作成

貿易投資円滑化

相互的にビジネス投資環境を改善整備し、通関手続きの効率化や、紛争解決手段の制定などを推進する。

また、サービス貿易協定が網羅していない、製造業などの産業に対する、香港投資者の中国本土への参入障壁を緩和する。

ただし、サービス貿易同様、香港投資者の認定は、従業員比率、事務所の有無、ビジネス運営年数などの条件あり。

中国本土が香港からの参入を認めている業種一覧は、[こちら](#)からご確認ください。

経済技術協力

CEPAの枠組みを利用し、「一帯一路」の推進を見据えた中国本土と香港の経済的、技術的融合を加速させるための方向性を明示する。

具体的には、一帯一路に伴う建設、金融、観光、法律、会計、文化、エキスポ、Eコマース、イノベーション、環境保護、教育、中小企業、知的財産、漢方薬などの分野での協力を推進し、更には香港の自由貿易試験区への参画、珠江デルタエリアおよび前海・南沙・横琴エリアとの経済協力深化を強める。

経済技術協力はマクロ的な指針であり、今後のCEPAを補完する。

(出所) 香港工業貿易署公開情報よりSMBCが作成

CEPAの歩みと近年の活用事例/利用状況

2003.6	CEPA協議	初期のCEPA枠組みでは、273品目の原産地基準が規定され、関税が撤廃。卸売・小売・金融・物流など18業種で、一定条件を満たす香港法人の中国本土会社設立に優遇
2004 ～ 2013	CEPA補充協議 (計10回)	その後、毎年CEPAの拡充に関して補充協議が行われ、主に物品貿易の自由化とサービス貿易の規制緩和、専門ライセンス相互承認の適用範囲が拡大
2014.12	広東香港協力 包括協定	「第十二次五か年計画」に則り、先行して広東省と香港の地域的経済協力を強化し、特に当該地域でのサービス貿易の自由化を拡充
2015.11	サービス貿易協定	広東香港協力包括協定にて、限定的に規制緩和していたサービス貿易の範囲を中国本土全土に拡大
2017.6	投資協定 経済技術協力協定	「第十三次五か年計画」に則り、中国本土の香港に対する市場開放度と貿易利便性を更に引き上げ
2018.12	物品貿易協定	原産地の判断基準を一部新たに制定し、WTO原則に反する関税措置は一切行わないことを明記
2019.11	サービス貿易に関する修正協議	専門サービス分野産業、文化関連分野産業、観光業にかかる更なる参入障壁を緩和

❖ Four Seas Group (食品)

CEPA優遇策として、原産地認定基準を満たした香港製品を対象に、香港での検疫結果が受領される。結果として中国通関時の検疫時間が大幅に削減されるため、当該スキームを活用して、南沙に食品貿易会社を設立。

❖ 高科橋光通信 (電子)

FUTONG Groupの傘下企業として光ファイバーの中国本土向販売を展開し、CEPAの関税優遇を享受。

2020年5月末現在、香港政府は累計で約20万件の原産地証明書を発行済みであり、3,000件を超える香港サービスプロバイダー証明書を発行している。

また、今後も継続して定期的にCEPAの協議が行われるため、引き続き動向を注視する必要がある。

(出所) 香港工業貿易署、JETRO、各種ニュースの公開情報よりSMBCが作成

■ 重要な留意事項および免責事項

- 1. 一般的事項:** 本資料に含まれる情報は、一般的な情報であり、ディスカッションおよび参照を目的とした内容です。事前の通知なく内容を変更する場合があります。三井住友銀行香港支店(以下、「当行」)は本資料の記載情報の更新に関して一切の責任を負いません。
- 2. 秘匿性:** 本資料の内容については、秘匿扱いであり、当行の書面による事前同意なく、いかなる第三者への開示もご遠慮ください。
- 3. 著作権および商標:** 本資料は当行の著作物であり、当行が全ての所有権を有します。
- 4. 専門的アドバイス、証券または信認関係の不存在:** 本資料に記載の内容は、法律、規制、財務、投資、税務、会計、またはその他専門家による助言ではなく、それらを提供するものでもありません。本資料に記載の内容に基づきご検討される場合、または関連する法令にご不明点がある場合は、貴社にて第三者の法律その他の専門家へご相談して下さい。本資料に含まれるマーケット情報は当行が専門家としての助言を提供するものではありません。またそのマーケット情報を提供する当行は(証券先物条例[香港法571条]に定義される)証券の助言を意図していません。よって、かかるマーケット情報に依拠したご判断はお控えください。特定の投資対象、情報の受領者の財務状況や特定の要望を考慮したものではありません。当行、当行の日本にある本店、(香港内外の)各支店、銀行を保有する持株会社あるいは銀行の子会社や関連会社または提携会社(以下、「当行グループ会社」)は、本資料の利用により直接的、間接的あるいは結果的に生じる損失について、一切の信認責任または義務を負いません。
- 5. 検証/表明/義務の不存在:** 本資料は信頼性があると思われる情報に基づいていますが、独自に検証を行っているものではありません。当行および本資料の情報提供者は、いかなる種類の表明および保証(明示、暗示を問わず)をせず、また、その正確性、完全性、適時性について、(不法行為、契約、あるいは第三者の責任の有無を問わず)いかなる責任および義務を負いません。本資料や本資料の一部、その使用、または不正確な情報や記載漏れにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 6. 勧誘の不存在:** 本資料は取引の推奨や助言を行うものではなく、また取引の勧誘や販売を目的としたものでもありません。また、銀行、投資、または証券取引の勧誘を意図したものでもありません。本資料に含まれる参考条件や提案の内容は、最終的に合意される契約条件に従うものとします。
- 7. 事例・解説:** 本資料に記載されるいかなる事例や代表的なストラクチャー、特徴、そして商品やサービスのフローは、実際にご利用される商品やサービスを指し示したり、保証するものではありません。
- 8. 排他性:** 本資料は当行との取引のみを意図して作成されています。当行グループ会社とのお取引については、当該グループ各社の所在する国の法律および規制に従うものとします。本資料は、法律の管轄に関わらず、適用される法律や規制に反して配布または使用されることを意図していません。
- 9. 契約:** 本資料は参考情報(インディケーション)です。
- 10. 適用法令:** 本件における重要事項および免責事項、並びにその解釈は香港法に準拠します。
- 11. 言語:** 本資料について、日本語版を正とします。

執筆: 株式会社三井住友銀行 アジアソリューション部(香港)

本資料の内容に関するご照会は、お取引店までご連絡ください。